

平成 25 年度 第 1 回高知市子ども・子育て支援会議

開催日時：平成 25 年 8 月 26 日(月)

18 時 30 分～20 時 30 分

会場：たかじょう庁舎 6 階 大会議室

(子育て支援課 森課長)

本日は大変お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。私は健康福祉部子育て支援課長の森でございます。会長が決まりますまでの間、司会進行を務めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

それでは、会に入ります前に、本会議の開催にあたりましてお願ひがございませう。

本会議は情報公開対象となりますので議事録を作成いたします。ご発言の際は、お名前をおっしゃっていただき、その後にご発言をお願ひいたします。

では開会にあたりまして、高知市長岡崎誠也より皆様に一言ごあいさつを申し上げます。

(高知市長 岡崎誠也)

皆様、こんばんは。日頃からそれぞれのご専門の皆様方には、色々な分野で高知市政に対しご支援を賜っていただきまして、どうもありがとうございます。

ご承知のとおり、子ども・子育てに関連します様々な制度は、新しい法律の制定により平成 27 年度から本格実施と言われておりますが、制度が大幅に組み替えになるということが現時点で分かっておりまして、その制度組み替えに向けまして、国の方でも子ども・子育て会議、そして県においても子ども・子育て支援会議が発足しております。高知市におきまして、平成 27 年度からの本格実施に向けまして様々なご意見をいただきながら制度を組み立てる必要がございますので、大変お忙しい皆様ばかりでございますけれども、高知市の子ども・子育て支援会議委員としてこの後、委嘱をさせていただきますけれども、今日発足をさせていただきたいということで皆様方にお集まりいただいたところでもございます。

子ども・子育てに関します様々なメニューは非常に幅が広く、そして裾野も広いという状況でございまして、例えば幼稚園・保育園、これも公立・民営様々な立場のご意見がございまして、また地域での子育ての支援、様々なメニューが現在もありますが、その中でも平成 27 年度に向けまして色々な組み換えと再編成というものをしていかなければならないという状況になっているところでございます。高知市におきましては、子ども達の将来に向けまして「子ども未来プラン 2010～すくすくとさっこ 21～」というのを平成 21 年度に策定をしまして、地域で子ども達を見守りながら育ていこうという理念で取り組んでおります。平成 24 年度におきまして、一時預かり事業の実施施設というものを 7 施設へ増設をしまして、また地域子育て支援センターを 10 箇所へ増設をする、また、「幼保小」幼稚園・保育園・小学校の連携、また「保幼小」とも言いますけれども保育園・幼稚園・小学校との連携こういう就学前の子育ての重要性というものが非常に言われはじめました。現実小 1 プロブレムとか小 3 プロブレムとか、小学校へ入ってからの色々な課題が生じる

という問題も非常に大きくなってまいりましたので、高知市の教育委員会に就学前教育班というものを新設いたしまして、幼保小そして保幼小の連携の強化を更にはかっていくということも取り組みを始めたところでもございます。様々な取り組みに向けまして準備をしていく必要がございますし、非常に広範囲な部分でメニューがふんだんにあるということがございますので、ご専門の立場からの活発なご意見を是非お伺いして、この平成27年度の本格実施に向けた制度組み立てを、この会議の場で方向性を決めていきたいという風に考えているところでもございます。概要説明の前でございますので少し解りにくい挨拶になったかと思えますけれども、それぞれの分野で子ども達がすくすくと育っていただけますような地域づくりを進めてまいりたいと考えておりますので、皆様方の活発なご意見を是非賜りますようお願い申し上げます、今回立ち上げにあたりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお祈りいたします。

(子育て支援課 森課長)

続きまして、岡崎市長より高知市子ども・子育て会議委員の委嘱書を交付させていただきます。

(高知市長 岡崎誠也)

有田尚美様、高知市子ども・子育て支援会議委員を委嘱させていただきます。期限が平成27年7月31日までとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(以下、家次まり様、井上康子様、伊野部武男様、岡林敏行様、小野知様、神家一成様、吉川清志様、齋藤雄也様、筒井敬士様、徳弘朋子様、中西稔様、新谷五月様、前田開様、宮地彌典様まで順次委嘱)

(子育て支援課 森課長)

ここで大変恐縮ではございますが、岡崎市長はこの後所用を控えておりますので退席させていただきます。

(高知市長 岡崎誠也)

それでは大変お忙しい委員さんばかりでございますけれども、どうかまたそのご趣旨を汲み取っていただきまして、活発なご意見を賜りますようどうかよろしくお願いいたします。(岡崎市長 退席)

(子育て支援課 森課長)

続きまして、今回が第1回目の会議開催ということもございますので、委員の皆様から簡単な自己紹介をお一人1分程度でお願いしたいと思います。まず、有田委員から順にお願いいたします。

(有田委員)

失礼します。私は高知学園短期大学で保育士と幼稚園教諭の養成をしております、有田尚美と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

(家次委員)

高知県保育士会の会長をさせて頂いております、家次まりと申します。どうぞよろしくお願いいたします。子ども達の姿と一生懸命働いている保護者の姿、そしてその子どもさんをお預かりしている保育所職員が一生懸命働いている、そのような姿を委員のみなさんにお伝えできたらよいなと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

(井上委員)

連合高知で女性委員会委員長をしております井上康子と申します。よろしくお願ひいたします。働きながら子育てをしている立場のものとして、意見を述べさせて頂きたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

(伊野部委員)

伊野部武男でございます。市内 60 あります、民間の認可保育所の協議会、高知市民営保育所協議会の会長をしております。よろしくお願ひいたします。

(岡林委員)

昭和会の岡林敏行でございます。私どもの法人は主に知的障害者の入所や通所、そして障害児の通所支援を行っております。また、関係ございます、地域子育て支援センター、東部健康福祉センター 1 階の「くすくすひろっぱ」を運営しております。よろしくお願ひいたします。

(小野委員)

高知市小・中学校 PTA 連合会副会長の小野知と申します。よろしくお願ひします。子どもを 3 人育てております。3 人とも高知市立の保育所でお世話になり、小・中・高とずっと公立学校でお世話になりました。その中で、PTA 活動を通じたりしながら色々困ったことであるとか、保護者の方の声だとかをお届けできたらいいなと思ひて参加させて頂きました。よろしくお願ひいたします。

(神家委員)

高知大学の神家と申します。私はこれまで、学校体育やそれから地域のスポーツ振興に対して関わってきております。現在高知市の第 4 次スポーツ推進計画に関わっておりますが、今回の子育て支援につきましてはまだ不慣れでございますのでどうかよろしくお願ひいたします。

(吉川委員)

高知医療センター小児科の吉川です。病院に来る子どもたちを通して子どもを取り巻く環境というのが色々見えてくるのですが、すごく優しすぎるいい家庭もあるし、なかなか問題があつて、この子はこの家庭でどう育っていくのか? というようなことであつたり。しかし、みんなが一生懸命やろうとしてもどこから解決していいものか解らない環境の子もいます。その人達をみんな少しずつでも良くするというのは非常に難しいことだと常に感じておりますけれども、ここに一同に皆さんが集まると何かいい知恵が出てくるのかなと、僕も頑張りたと思ひますので皆さんどうぞよろしくお願ひいたします。

(齋藤委員)

高知市保育所保護者会連合会の齋藤と申します。子どもたちの為そして、孫の代の為に頑張っていきたいと思ひますのでよろしくお願ひいたします。

(筒井委員)

こんばんは。高知県経営者協会の筒井と申します。私、経営者協会でございますので、仕事と家庭の両立という面で考えて参りたいと思ひます。会員企業様が 260 数社さんありますので、そういった企業さんのお声も聞きながら、こちらでご紹介出来たらと思ひております。また私も実は 4 人子どもがおりまして、一番下も高校になりましたので大変な時期は済みましたけれども、そういった経験もふまえて考えていこうかなと思ひております。どうぞよろしくお願ひいたします。

(徳弘委員)

高知市民生委員児童委員協議会の徳弘と申します。私は地域に住む一般市民の目からみた子育て世代・子育て家庭，そういう所に何か力になる意見が言えたらいいなと思って参加させて頂きました。どうぞよろしく願いいたします。

(中西委員)

失礼します。NPO 法人カンガルーの会 中西と申します。カンガルーの会という名前から理解頂けない組織だと思いますが，増え続く児童虐待を未然に予防するということで40名位のメンバーと一緒に平成21年に立ち上げました。県や民間団体から支援をいただきながら，平成22年～24年まで幡多地区と室戸地区そして高知市内の3つの保育園で研修を継続させて頂きまして，本年から27年までの3年間は須崎市，土佐市，香南市それと高知市内の保育園3園で保育士さんと保健師さんを対象に研修をさせて頂きます。よろしく願いしたいと思います。

(新谷委員)

高知県私立幼稚園 PTA 連合会で副会長をさせて頂いています，新谷五月と申します。よろしく願いします。現在は幼稚園に子どもは在籍していませんけれども，中学生と小学生の子どもが2人おります。やはり幼児教育の大事さというのは小学校になっても中学生になっても大事なことだなと思います。今回の子育て支援の会議で全ての子どもたちが平等な支援を受けられる様にお手伝いができたらなと思います。よろしく願いします。

(前田委員)

高知市小中特別支援学校長会の副会長をしております，前田開と申します。今，不登校・イジメ・発達障害・虐待と子どもたちの苦戦は多様であります，子どもたちの笑顔の為に精一杯頑張りたいと思っております。よろしく願いいたします。

(宮地委員)

高知県私立幼稚園連合会の会長をしております宮地彌典と申します。呼び方はヒロスケであってヤススケでは決してございません。この会議において，やはり子どもたちの最善の利益ということが根底にあるかと思えます。それに向かって質と量ということがやはり大きな柱になろうかと思えますが，私どもが幼児教育の質，良質の幼児教育を多くの方々に提供していきたい，その分が守られる様な視点からお話をしていきたいと思っています。どうぞよろしく願いいたします。

(子育て支援課 森課長)

ありがとうございました。今回の子育て支援会議委員の委嘱期間は平成25年8月1日～平成27年7月31日までとなっております。よろしく願いいたします。

続きまして，事前にお送りさせて頂いた資料と本日お配りさせて頂いた資料のご確認をお願いいたします。配布資料一覧をご覧ください。会次第，委員名簿，座席表，及び議事資料として資料1「高知市子育て支援会議運営要領(案)」，資料2「高知市子育て支援会議について」，資料3「子ども・子育て支援新制度について」，資料4「子ども・子育て支援法に基づく基本指針の概要」，参考資料1「子ども・子育て支援法に基づく基本指針(案)」，参考資料2「子ども・子育て支援法に基づく基本指針の主な記載事項」，資料5「市町村子ども・子育て支援事業計画作成時の利用希望などの把握について・高知市子育て支援事業計画にかかるニーズ調査について」，参考資料3「調査票のイメージ」以上でございます。

お手許に不足等ございましたら事務局までおっしゃってください。

(子育て支援課 森課長)

それではここで本会議の会長及び副会長の選出に進みたいと思います。高知市子ども・子育て支援会議条例第5条におきまして、支援会議に会長及び副会長を一人置き、委員の互選によりこれを定めるとされております。どなたか適任と考えられる方がおられましたら推薦等頂きたいと存じますがいかがでしょうか？

(中西委員)

私が。という人はいないと思いますが、学識経験者で有田先生に会長をお願いしたい。それから神家先生に副会長をお願いしたいと思いますがどうでしょうか？

(子育て支援課 森課長)

中西委員より有田委員に会長、神家委員に副会長をお願いしては？とのご意見いただきましたがいかがでしょうか？

(拍手)

(子育て支援課 森課長)

それでは、有田委員に会長、神家委員に副会長をお引き受けいただきたいと存じます。有田委員及び神家委員、それぞれに会長・副会長席へお移りいただきまして一言ご挨拶をお願いいたします。

(有田会長)

失礼いたします。先程、会長ということで、ご指名いただきました有田でございます。新しい子育て支援の制度が出来ようとしているところで、高知市の子どもたちが一人ひとりに本当に幸せに自分らしく生きていける様な、そんな制度が出来ればいいなと思っています。今日ご出席の皆さん、それぞれご自分のご専門がそれぞれありますので、吉川先生がおっしゃった様に、色々な立場の方が色々な立場からいろんな意見を出していけばきっと自分達では考えられなかったすばらしいアイデアから新しい制度ができるのではないかと思います。この様な役割、私まだ慣れませんので、どうぞ皆様方のお力を頂きながら会議を進めていきたいと思っています。どうぞよろしくをお願いします。

(神家委員)

ご指名を頂きましたので、副会長の役を務めさせていただきたいと思います。会長を補佐し新しい制度に向けまして力、微力でございますが頑張りたいと思います。よろしくお願いたします。

(子育て支援課 森課長)

それでは、議事に移りたいと思いますので、有田会長に進行をお願いしたいと思います。有田会長よろしくお願いたします。

(有田会長)

それでは議事に移りたいと思いますが、この会議次第に従いまして議事を進めてまいりたいと思います。まず最初に会議の運営要領につきましてお諮りしたい事がございます。事務局の方から原案の用意があるようですので、ご説明のほうよろしくお願いたします。

(子育て支援課 中城補佐)

お手許の資料1「高知市子ども・子育て支援会議運営要領(案)」をご覧ください。こちらは、高知市子ども・子育て支援会議条例第8条の規定に基づき、会議の運営に関して必

要な事項を定めるものであり、要領の第2条におきまして、委員が会議に出席できない場合の代理人の出席について認めてはどうか、また会議での代理人の発言を認めてはどうか。という趣旨のものでございます。

なおこちらの要領は同条例第8条にありますとおり、支援会議に諮って定めることができるものであることを申し添えさせていただきます。以上です。

(有田会長)

はい、ありがとうございました。ではこの件について何かご質問ございませんでしょうか？なければ、事務局の方からご提案がありました件につきまして、承認をさせていただいてよろしいでしょうか？承認をされる方は挙手をお願いいたします。

(委員全員挙手)

ありがとうございました。皆様方から挙手をいただきましたので、全員一致で承認されたということでよろしくをお願いいたします。本日よりこの要領は施行となりますのでよろしくをお願いいたします。続きまして、議事の2、「高知市子ども・子育て支援会議について」、事務局の方から報告のほうよろしくをお願いいたします。

(子育て支援課 中城補佐)

高知市子ども・子育て支援会議につきましてご説明をさせていただきます。

資料2をお出しいただけますでしょうか。

はじめに、会議の設置について少し触れさせていただいてから資料の中身に入ってまいりたいと思います。

昨年8月、国の方で子ども・子育て支援法が成立をし、同法第77条におきまして、市町村の子ども・子育て会議の設置が努力義務とされました。これを受けまして本市では、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に当たって重要な事項をご審議いただく機関としまして、本年4月に高知市子ども・子育て支援会議を条例により設置いたしました。

この会議の委員の構成につきましては、条例の第3条にも定めておりますが、子どもの保護者、教育・保育分野の関係者、子育て支援の当事者、事業主・労働者の代表、学識経験者など幅広い分野の関係者の参画に配慮したものとなっております。

それでは、会議の役割及び審議の内容について、資料に沿ってご説明させていただきます。資料2の1ページ目をご覧ください。1つ目の丸印のところに会議の役割を、2つ目の丸印のところに会議での審議内容をまとめております。

まず、1つ目の丸印の会議の役割ですが、一点目に、この会議は、新たに策定をいたします高知市子ども・子育て支援事業計画へ地域の子育てニーズを反映していくことや、本市における子ども・子育て支援施策を地域の子どもやその家庭の実情をふまえて実施することを担保する上で重要な役割を担うものです。

また、二点目に、事業計画を策定して終わりということではなく、子育て支援施策の実施状況について調査審議するなど、継続的に点検・評価・見直しを行っていく、いわゆるPDCAサイクルを回していく、そういった役割が期待されているところであります。

次に2つ目の丸印の会議での審議内容ですが、まず②から説明をさせていただきます。

②としまして、この会議ではまず、来年度中に策定をする必要のある、高知市子ども・子育て支援事業計画の内容について委員の皆様にご審議をいただくということになります。

また①になりますが、これは事業計画にも関わってくるのですが、新しい給付制度における幼稚園・保育所・認定こども園・小規模保育などの利用定員についても、会の中でご意見をいただいでいくこととなります。さらに③のところではありますが、本市における子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進していく為に必要な事項や施策の実施状況についても調査審議を定期的に行っていただくこととなります。

それでは、1ページ目の下半分の枠囲みの中をご覧ください。これまでの説明にも何度か出てまいりました、高知市子ども・子育て支援事業計画について少し説明をさせていただきます。高知市子ども・子育て支援事業計画は子ども・子育て支援法第61条に基づいて定められる市町村計画でございます。消費税の増税時期にもよりますが、予定では平成27年の4月から子ども・子育て支援新制度が本格実施となりまして、事業計画に基づいた事業等が動き始めることとなります。子ども・子育て支援事業計画でございますが、5年間の計画期間となっております。主な内容としましては本市の子育て支援についての需要と供給を定める計画でございます。計画の具体的な内容でございますが、記載事項につきましましては法律で必須記載事項と任意記載事項とに分かれております。まず必須記載事項につきましましては、それぞれの地域の実情に応じた区域の設定を行うこと、また2つ目の丸印ですが、給付に関わる学校教育・保育等の量の見込み、供給体制の確保の内容、及びその実施時期を定めることとなります。3つ目の丸印ですが、市町村事業として実施される13の法定事業、地域子ども・子育て支援事業につきましても、同様に量の見込み、供給体制の確保の内容、及びその実施時期を定めることとなっております。そして4つ目の丸印ですが、地域における学校教育・保育の推進についての体制的な部分を記載することとなっております。

続きまして、任意記載事項に参ります。まず任意記載事項の1つ目ですが、産休・育休明けの保育施設等の円滑な利用の確保について。2つ目に、都道府県が行う専門的な知識・技能を要する社会的養護等の施策との連携方策について。そして、3つ目にいわゆるワーク・ライフ・バランス等について任意記載事項等として計画のほうに記載をする事となっております。

それでは、資料を1枚おめくりください。2ページ目ですが、こちらに子ども・子育て支援法の抜粋を参照条文として載せておりますので、ここでは説明はしませんがまたご確認をお願いいたします。

それでは3ページをご覧ください。本格施行までの作業スケジュールのイメージという資料を付けさせていただきます。これは国と市町村の作業スケジュールを1つの図にしてまとめたものとなっております。国の主な作業日程というのが、この一覧表の図の上段の方にあります。その下に市町村の事業計画のイメージが中段位に載っております。

まず、国の主な作業日程を書いてあるところの一番左の上のところをご覧ください。こちらのほうに黒丸がありまして基本指針、ニーズ調査票案とありますが、この7月に内閣府から基本指針案が発出されるとともにニーズ調査票の雛形も提示をされております。基本指針につきましましては後ほど説明をさせていただきますが、市町村が子ども・子育て支援事業計画を策定する際の指針、いわゆるガイドライン部分も記載をされており、今後の計画策定の基礎となっていくものであります。今、見て頂きました基本指針、ニーズ調査票案と書いてあるところから、市町村の事業計画の欄に向けて下方向に黒っぽい幅の広い矢

印が伸びていると思いますが、その矢印が下のほうに行きまして、矢印の先にニーズ調査の実施とあると思います。真ん中より少し下の左のほうです。市町村では事業計画を策定するにあたりまして、教育、保育、子ども・子育てに関する事業の現在の利用状況、それから今後の利用希望を把握する必要もございますので、子育て中のご家庭に対し、この秋をめどにニーズ調査を実施いたします。この調査の具体的な内容につきましては、調査に先立ちましてこの子ども・子育て支援会議にお諮りをさせていただくこととしております。

次にそのニーズ調査の実施の右側です、すぐ右側に調査結果の取りまとめとありますが、調査結果につきましては平成25年度内に取りまとめを行いまして、こちらもこの子ども・子育て支援会議にお諮りをさせていただきまして、本市における教育・保育・地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを検討させていただきまして、まとめましたら県に報告を行うこととなります。矢印の上の方ですが、取りまとめのところから量の見込みをまた検討させていただきます。

来年度になりましたら、教育、保育、地域子ども・子育て支援事業の確保方策等の検討に入っております。年度の上半期で、量の見込みと確保方策等を盛り込んだ事業計画を中間的に取りまとめをしまして、9月末をめどに県に報告を行いますが、この時点で概ねの事業計画案は出来上がっておく必要があります。従いまして、今から約1年という非常に厳しいスケジュールの中で今回の計画策定の作業を進めてまいるといこととなります。

続きまして、来年度10月以降の作業になりますけれども、10月以降には計画に基づきまして施設の認可、確認や支給認定事務等の事前準備が始まります。一番左の端の認可基準や支給認定について書いてあるところを右へ見ていただきましたら、10月頃から3月頃にかけてまして、認可確認の開始、支給認定事務の認定の開始という帯があります。こういった作業も新制度の事前準備として入っております。

それから、その上の方にパブコメ、最終調整というところがあると思いますが、10月以降にパブリック・コメント等の必要とされる手続きや、それから県との最終調査調整などを行いまして、平成27年の3月に県知事に計画を提出して計画が確定するというスケジュールになっております。事業計画の策定にあたりましては、この子ども・子育て支援会議に適宜ご審議をお願いする様になります。

本年度から来年度末にかけてまして、約1年半の間に事業計画を中心に多くの案件をご審議頂くことになろうかと思っております。委員の皆様におかれましては、大変お手数をおかけすることになろうかと思っておりますが、どうぞよろしくお願いいたします。私からの説明は以上でございます。

(有田会長)

高知市子ども・子育て支援会議についてご報告がありましたけれども、このことにつきましてご質問あるいはご意見などございましたらお願いいたします。比較的大きな枠の話だと思いますので、ご質問ご意見出しにくいと思っておりますけれども、何かございませんか？

(吉川委員)

ニーズ調査ですけれども、その年齢の子どもを持っている親に全員に調査することなのでしょうか？

(子育て支援課 中城補佐)

はい。お答えをさせていただきます。また後ほど説明をする予定ではありましたが、ニ

ーズ調査につきましては、今一応0歳～5歳までの子どもさんをお持ちのご家庭を無作為で抽出をしまして、そちらの方に調査票をお返ししてそれをアンケート方式に書いて頂いてということを考えております。

抽出の割合ですけれども、大体30%位の子どもさんを抽出いたしまして調査をさせていただこうと今考えておるところでございます。

(吉川委員)

はい。分かりました。

(有田会長)

後ほどニーズ調査のことについてはご説明がある様ですけれども、ニーズ調査の対象になるのが、高知市の0歳～5歳のお子さんをお持ちのご家庭で、30%のご家庭からご意見をいただくという方向で進めていくということではよろしいでしょうか。

(有田会長)

はい、岡林委員、お願いします。

(岡林委員)

岡林です。消費税との関係ですけれども、仮に消費税が先送りになった場合でも同じスケジュールで計画が進んでいくということなんでしょうか？

(有田会長)

お願いいたします。

(健康福祉部 舛田部長)

私たちもその辺はちょっと心配なところですが、国の方からスケジュールも来ていますので、基本的にはその方向で行くだろうということで。心配はありますけれども、むしろこの方向で国にお金もかまえてもらわなければいかんという位の気持ちで今、のぞんでいるところです。

当然法案の方は成立しておりますので、あと予算執行という形で1兆円のお金を国がどの様に、おそらく7千億がベースになりますけれども、構えてくれるかという話にはなっています。しかしそれも少し心配しながらですけれども、それは国の方でやってくれるだろうというスケジュールが来ておりますので、準備していこうと思っております。

(有田会長)

子ども・子育て支援法は成立しておりますので、具体的には計画通りに進めていきながら、消費税との関係にどのような形で今後進むかはまだ不透明なところと。

(健康福祉部 舛田部長)

そうですね。

(有田会長)

他にございませんか？無いようでしたら、続きまして議事3「子ども・子育て支援新制度」につきまして、事務局からご報告をお願いいたします。なお、この議事の3と議事の4は関連した内容のものになっておりますので、3番の報告が終わりましたら、引き続きまして4番のご報告をいただきまして、質疑につきましては4が終わった後で行いたいと思いますのでよろしくをお願いいたします。それでは、事務局から議事3の説明をお願いいたします。

(保育課 宮地主査)

それでは、資料3を用いまして子ども・子育て支援新制度の概要について説明をさせていただきます。

子ども・子育て支援新制度につきましては、平成24年8月10日に成立し、同年8月22日に公布されました子ども・子育て関連三法による新たな制度でございます。新制度は経済状況の好転を条件とする消費税の税率増に連動しており、平成26年4月予定の消費税率8%で先行実施、平成27年10月予定の消費税10%によりまして平成27年度から本格実施とされております。新制度における施設の認可や確認の基準、支給認定の基準・給付の単価、利用者負担等につきましては現在国の子ども・子育て会議で検討が進められておりまして、来年度初めにかけて示される予定となっております。

それでは、国が制度説明用に作成しました資料をもとに一部、本市が補足をして説明をいたします。資料2ページをお開けください。

まず、子育てにおける現状と課題でございますけれども、急速な少子化の進行、その要因となる結婚・出産・子育ての希望にかなわない現状が挙げられております。また、子ども・子育て支援が諸外国に比べまして質・量ともに不足していること、子育ての孤立感や負担感の増加、深刻な待機児童問題も大きな課題となっております。そのほかにも就学後の課題としまして、小1の壁といわれるもの、これは保育園では延長保育などを利用して保護者が、子どもが小学校入学後、放課後児童クラブが不足して仕事に辞めざるを得ないとか、生活を変えざるを得ない、そういった課題、小1の壁といわれるものほかにも小1プロブレム、小学校に入学したばかりの児童が授業中に座っていられなかったりとか集団行動がとれなかったりという状態が続く、そういった小1プロブレムなどの就学後の課題、学習面からは、質の高い幼児期の学校教育の振興についての重要性が指摘されております。

女性の就労につきましては、安倍総理の成長戦略でも課題とされてきたところでございますけれども、30代で女性の労働力率が低下しているM字カーブの問題が課題となっております。

また、厚労省の保育所、文科省の幼稚園に代表されますように、子育て支援の制度、財源の縦割りはすべての子どもに公平な保育・教育サービスを提供することへの課題となっております。またこの制度、財政の縦割りが地域の実状に応じました保育・教育サービスの提供対策が不十分となる原因の一つとなっていると考えられます。

このような課題に対しまして質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供を実施し、教育・保育の質、量を改善・拡大し地域の子ども・子育て支援の充実を図ることを目的に、子ども・子育て支援新制度が創設され、平成27年度の本格施行を予定しているところでございます。

続きまして3ページのほうをご覧ください。新制度の主な取り組みについてご説明いたします。

1つ目の丸印、「認定こども園・幼稚園・保育所に通じた共通の給付」ですけれども、現行制度での施設への給付でありました保育所運営費や就園奨励費などを施設型給付に一本化します。また、これまでの国の支援の対象外でありました20人未満の施設などを対象とする地域型保育給付を創設します。

次の「認定こども園制度の改善」につきましては、新たな幼保連携型認定こども園を、学校及び児童福祉施設として法的に位置付けし、新制度の中心となる新たな施設として位

置付けております。

次の、地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実については、地域子ども・子育て支援事業を法定 13 事業とし、事業計画に位置づけることによって、進捗状況を管理することにしております。

続きまして 4 ページのほうをご覧ください。次のポイントとしまして、新制度の実施主体は市町村とし、国・県は実施主体を重層的に支える仕組みとしております。

次の「社会全体による費用負担」は、子ども・子育て支援の追加財源としまして消費税増税により 0.7 兆円の財源を確保することによって、社会全体で子ども・子育てを支えるとともに支援の充実を図ります。制度の推進体制につきましては、新制度を一旦内閣府が所管し、今後、政府の推進体制につきましては、省庁再編等を含め検討することとされています。「子ども・子育て会議の設置」は子育て支援の当事者が政策プロセスに参画する仕組みでありまして、本市における地方版子ども・子育て会議がこの高知市子ども・子育て支援会議となります。

次に 5 ページのほうをご覧ください。5 ページでは、新制度による子ども・子育て支援の提供イメージを示したものです。この図では、上段に子ども・子育て家庭の状況及び需要が示されその事業等に対応するのが真ん中の子ども・子育て支援事業計画となり、その下段に提供するサービスが二つの段に分けて示されております。

まず、上段に書いてある子ども・子育て家庭の状況及び需要ですけれども、新制度では就学前の子どもが給付の対象となることを「支給認定」としておりまして、具体的には、就学前の子どもを 3 歳以上と 3 歳未満に分け、更に保育の必要性の有無で 1 号～3 号の認定区分に分けています。

左端から現在幼稚園を利用している子ども、つまり 3 歳以上で保育に欠けていない子どもが 1 号認定子どもになります。その右、2 号認定子どもは、現在保育を利用している 3 歳以上の子どもとなり、さらにその右の 3 号認定子どもは、現在保育を利用している 3 歳未満児となります。右端は、家庭で保育する 3 歳未満児となり、子育て支援のニーズを想定しております。

その下の矢印ですけれども、これらの子どものいるご家庭の保育や教育のニーズを調査し、高知市子ども・子育て支援会議を経まして、供給の確保方策などを 5 カ年の計画として定めるものが、高知市子ども・子育て支援事業計画ということになります。その下の枠 2 つ、子どものための教育・保育給付は施設系サービス、地域子ども・子育て支援事業はソフト系のサービスでありまして、子ども・子育て支援事業計画に従って整備し、提供をいたします。

それでは、次、6 ページのほうをご覧ください。6 ページの図は支給認定を受けた方が利用する施設や事業を示しております。認定こども園では、幼保連携型が新たな仕組みに変わります。なお、高知市には認定こども園が 9 施設ございまして、その内、幼稚園型が 6 施設、地方裁量型が 3 施設、幼保連携型は現在市内にはございません。

その下の左側、幼稚園が左側にはみ出しているのは、幼稚園の私学助成や就園奨励費の仕組みが残ることを示しています。なお、市内では幼稚園は 22 施設ございまして、民営は 20 施設となります。その右側の保育所ですけれども、民営保育所につきましては現在の保育の実施委託の仕組みが残ります。下段の地域型保育給付は 3 歳未満児を対象とする 20 人

未満の施設などに対する新たな給付制度となります。

それでは、続きまして新制度での新たな幼保連携型認定こども園、地域型保育、それから新制度での保育所認可について説明します。7ページのほうをご覧ください。新たな幼保連携型認定こども園は、学校教育・保育と子育て支援を一体的に提供する施設となります。その位置付けは、学校教育法の学校であって、児童福祉法の児童福祉施設であり社会福祉法の第二種社会福祉事業を実施する実施施設となります。また、その実施主体は、国、自治体・学校法人・社会福祉法人に限定されております。

なお教育・保育の内容につきましては、現在国において、幼保連携型認定こども園保育要領（案）として、中央教育審議会・社会保障審議会の合同で検討されております。

続きまして、8ページをご覧ください。幼保連携型認定こども園の現行制度との比較を示したものです。まず、根拠法が認定こども園法に一本化されます。設置主体は、先程も申しましたとおり国、自治体、学校法人、社会福祉法人に限定されます。認可と指導監督は高知市内であれば、高知市に一本化されます。設備や運営の基準は、国の政省令を参考に、本市の条例で今後定めることとなります。財源措置は、本市が支弁する施設型給付となり、利用者負担は、現在の保育料と同様に応能負担となります。

この他、認定こども園法では職員について、園長及び保育教諭が必置となり、副園長、教頭、主幹保育園教諭、指導保育教諭、養護教諭、栄養教諭などの職員を置くことができるとされています。

次に、9ページのほうをご覧ください。9ページは地域型保育事業の内容を説明したものととなっております。地域型保育事業は、これまで国の支援の対象外でありました、6人以上19人以下の小規模保育、5人以下の家庭的保育、他に居宅訪問型保育、事業所内保育、この4つのものを地域型保育事業といいますけれども、原則として3歳未満児を対象とするものとなっております。地域型保育の基準を満たして、認可を受け、確認を受けることによりまして、地域型保育給付の対象となります。このうち、小規模保育は、国の加速化プランで、今年度の前倒し実施が予定されております。

続いて10ページをご覧ください。保育に関する認可制度の改善等についてでございますが、基本的な考え方の1つ目の丸印の②をご覧ください。こちらに書いていますとおり、新制度での保育所認可は基準を満たしていれば供給過剰でない限り、原則認可することとなります。下半分のイメージ図では、上段が現行制度の保育所認可、それから下段が新制度での保育所認可のイメージとなります。

現行の図の上には、本市における施設数、先程も申し上げましたけれども本市における施設数を挙げておりまして、認可保育所が公立25、民営が60であり、その右側の認可と同等の基準を満たす施設として、幼稚園型認定こども園が6、地方裁量型認定こども園が3、認可外運営支援事業対象施設が3あります。

その他の認可外保育施設についての供給判断で供給過剰になる場合を除きまして基準を満たせば認可となります。なお、右端に書いてありますベビーホテルのように基準を満たさない施設につきましては、新制度におきましても支援の対象とはなりません。

このように新制度では、認可対象が拡大されまして、認可を受けた施設は確認を受けることにより給付の対象となり、より広い範囲の子どもたちの処遇向上を目指すこととなります。

次に 11 ページをご覧ください。11 ページでは新制度での教育・保育サービスの利用に至る仕組みについてご説明いたします。

まず、現在の保育所入所申込みに該当する手続きが、先程ご説明しました支給認定手続きとなります。就学前児童の保護者から申請を受けまして、認定基準により 1 号～3 号の認定区分、長時間・短時間の区分、現在の階層区分に相当する保護者負担の区分等について認定し、これらの情報を記載しました支給認定証というものを交付します。

保護者は、支給認定証を施設に提示しまして、保育サービスを利用することとなります。

民営保育所を利用する場合には、向かって左側の矢印にありますとおり、従来の保育の仕組みが残りまして、保育料は市で徴収し、施設型給付は委託費として支払うようになります。

向かって右側の矢印は新制度の施設となり、保育料は利用者が施設に直接支払い、施設は支給認定証の区分に従って市に給付を請求します。

なお、公立保育所につきましては、一般財源化されておまして、保育料は運営主体の市が徴収することとなり、結果的には従来の保育の仕組みが維持されることとなります。

それでは 12 ページをご覧ください。この表は、支給認定の区分と利用する施設の関係を表しています。

新たな幼保連携型認定こども園は、1 号～3 号全ての定員設定が可能でありまして、2 号認定、いわゆる保育を必要とする 3 歳以上児以外は定員を設定しないことも可能であります。従来からの幼稚園型、保育所型、地方裁量型認定こども園も全ての定員設定が可能でありまして、3 歳未満児の定員は設定しないことも可能です。

保育所は、保育を必要とする 2 号 3 号認定子どもが対象となりますけれども、保護者の就労形態の変化等に対応しまして、1 号認定子どもも特例給付による利用を可能としております。

また、幼稚園は 1 号認定子どもを対象としますけれども、現状でも 2 号認定子どもが預かり保育を利用していることが想定されるため、2 号認定子どもの特例給付による利用を可能としております。

地域型保育の 4 事業につきましては、3 歳未満児の 3 号認定子どもの利用としておまして、3 歳以上児の利用は、人口減少地域などの特別な場合となります。

続きまして 13 ページのほうをご覧ください。こちらの 13 ページのほうは、地域子ども・子育て支援事業について記載されています。ここに挙げられている 13 事業が子ども・子育て支援法の第 59 条各号に挙げられているものです。ここにある①、⑫、⑬が新規の事業となります。それぞれの説明は時間の都合により省略させていただきますけれども、これらの事業につきましては、子ども・子育て支援事業計画にしたがって進めることとなります。

次に 14 ページのほうをご覧ください。

最後に新制度のスケジュールについてご説明させていただきます。先程、冒頭でも説明しましたけれども、この制度は経済状況の好転が条件となっています。その経済状況の好転を条件とする消費税増税が予定どおり行われた場合のスケジュールを示しております。

全体では、認可や確認、支給認定事務の運用開始が平成 26 年 10 月とされておりまして、本格施行が平成 27 年 4 月の予定でございます。

従いまして、平成 26 年 10 月までに、事業計画の策定、認可や確認、支給認定の基準整備、管理システムを含む事務執行体制の構築が必要となります。

表の上段の基本指針・事業計画ですが、市の事業計画は、国の基本指針に即して定めることと、法で規定しています。

この基本指針が、国から 8 月 6 日に概ねの案として示されましたので、本市では、今後、これをベースに事業計画の策定を進めることとなります。

次に、認可や確認の基準、その下の保育の必要性の認定基準、支給認定基準につきましては、現在国の基準検討部会で議論されておりまして、今年度中に案が示される予定となっております。

本市では、今年度基準の策定を行いまして、パブリック・コメントなどの手続きを経まして、平成 26 年 6 月議会に、基準に関する条例制定議案を提出する予定としております。次に、給付単価などの公定価格につきましては、平成 25 年度末から平成 26 年度初めにかけて示される予定となっております。

なお、本市では、平成 26 年度から子どもに関する部局の設置を予定しておりまして、また、新庁舎建築に伴う仮庁舎への一部移転も早ければ平成 26 年度中に始まります。

このように、特に、今年度後半から平成 27 年度にかけて、委員の皆様にもご不便をおかけする可能性があるかと思いますが、新制度を高知市の実情に合った制度とし、子ども・子育て家庭への充実した支援となりますよう、皆様のお知恵をお借りしたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。私からの、子ども・子育て支援新制度についての説明は以上でございます。

(有田会長)

ありがとうございました。引き続きまして、4 でありますところの子ども・子育て支援法に基づく基本指針(案)につきまして、ご説明のほうをよろしくお願いいたします。

(子育て支援課 中城補佐)

続きまして、子ども・子育て支援法に基づく基本指針(案)についてご説明をさせていただきます。

基本指針に関する資料につきましては、お手許の「資料 4」と「参考資料 1」「参考資料 2」この 3 つになります。よろしいでしょうか。

「参考資料 1」の基本指針(案)につきましては、国の子ども・子育て会議での 5 回の審議を経て取りまとめられたものであります。ご覧いただいて分かりますように、かなりボリュームがございまして、内容も難解な部分がございます。これにつきまして、本日の時間内で全部を細かく説明をすることは、困難でありますので、本日は、目次的な意味での全体像を頭に入れていただけるような説明をしてみたいと思います。

そうしましたらまず、「資料 4」の基本指針の概要それから、「参考資料 1」の基本指針(案)をお出しいただけますでしょうか。

まず「資料 4」から説明をさせていただきます。まず資料 4 の資料を 1 枚おめくりいただけますでしょうか？まず、基本指針の法的位置づけでございますけれども、子ども・子育て支援法第 60 条の規定によりまして、国は、子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針を定めることとなっております。

この基本指針の主な内容につきまして、その下の点線の枠囲みの中に、まとめて記載を

しておりますので、ご覧ください。

まず、子ども・子育て支援の意義という理念的な部分がございます。次に二つ目の◎になりますが、制度に関する基本的な事項、それから3番目の○になりますが、地方自治体の事業計画の作成指針いわゆるガイドラインの部分がございます。それから最後になりますが、4つ目、関連施策との連携等々について、この4つの部分が基本指針には順に記載をされております。

ここで、「参考資料1」の表紙を見ていただきますでしょうか？そちらにこの基本指針全体の目次が出ております。順番に目次に「第1」「第2」「第3」「第4」「第5」「第6」と書いてありますけれども、まず、この「第1」と書いてありますところに、ただ今説明をしました理念的な事項が記載をされております。「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すこと、すべての子どもや子育て家庭を対象として、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障すること、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、地域や社会が保護者に寄り添い支援をしていくこと、等々がこちらの「第1」というところに書かれてあります。非常にここに付きましては、国の子育て会議でも色々意見が出まして喧々諤々やっていたようです。

次に、「第2」と書いてある部分になりますけれども、そちらには、制度に関する基本的な事項が記載をされております。市町村が子ども・子育て支援新制度の実施主体として、事業計画を策定をし、学校教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業を計画的に実施することや、教育・保育の質の確保・向上を図るための具体的な方策、子ども・子育て支援に当たっての関係者の連携や協働、そういったことがこの「第2」のところに書かれております。

次ですが、「第3」のところになります。ここには、地方自治体の事業計画の作成指針いわゆるガイドラインについての記載がされております。特に、この「第3」の部分につきましては、この基本指針（案）の中核的な内容となっておりますので、ページ数につきましても全体の約半分以上のページを割いて、詳しく説明がされています。

少しおめぐりいただいて、13ページから今申しましたこのガイドラインの記載が始まっております。13ページから16ページにかけては、まず、事業計画の作成に関する基本事項がここに書かれております。法の基本理念や子ども・子育て支援の意義を踏まえて事業計画を作成することや体制の整備、市町村と都道府県の協議・調整に関して、利用状況及び利用希望の把握それから、15ページになりますけれども、住民意見の反映、それから、次の16ページには、他の計画との関係において、その調和が保たれたものとなるように、という記載がございます。この部分が、ガイドラインの最初に書いてあります計画の策定に関する基本事項、これが13から16にかけて書かれてあります。

次に、16ページから23ページにかけては、16ページに漢数字の二と書いてありまして、子ども・子育て支援法に基づく計画の作成に関する基本記載事項とございますが、必ず計画のほうに記載しなければならないという「必須記載事項」について16ページから23ページにかけて書かれております。こういった内容が書かれているかと申しますと、教育・保育提供区域の設定、これがまず1点目です。それから17ページと、それからちょっととびますが、22ページに学校教育・保育や地域子ども子育て支援事業の「量の見込み」と「供給体制の確保の内容」及び「その実施時期」、そういったものを必ず記載をするように、と

記載の中身が詳しく書かれております。それから 23 ページの 1 番最後、数字の 4 とかいてあるところですが、こちらには認定こども園の普及に係る考え方であったり保幼小連携の取組みの推進などが書かれております。中身が分量が多いのと非常に難しいのとばしていきませんが、次に 23 ページから 28 ページにかけては、計画の作成に関する任意記載事項についてここに書かれております。23 ページの漢数字の三、下のほうにあります。ここから任意記載事項についての記述が始まっております。この任意記載事項には、産休・育休明けの保育施設等の円滑な利用の確保や都道府県が行います専門的な知識・技能を要する社会的養護等の施策との連携方策、それから、ワーク・ライフ・バランスについて項目を分けてここに記載をしております。

28 ページ以降につきましては、都道府県の事業計画の作成に関する事項が書かれております。事業計画の作成段階におきましては、市町村と都道府県とは定期的に協議や調整をすることとなっておりますので、まったく市の計画とは無関係というわけではございませんので、またこちらにつきましても、是非ご確認をお願いいたします。それから表紙のほうに戻りまして、最後になりますが、「第 4」から「第 6」にかけては、関連施策との連携等が記載された部分になっております。非常にページ数が少ないですが、最後に今申しました様な連携施策との連携等が記載された部分になっております。説明のほうは省略させていただきます。

以上でこの基本指針につきましては目次的な説明のみになってしまいましたが、これで説明のほうを終わらせていただきます。

(有田会長)

はい、ありがとうございました。子ども・子育て支援新制度と基本指針の説明がありましたけれど、ご質問ご意見ございませんでしょうか？

(宮地委員)

教えていただきたいんですが、認定子どもについて。2号3号については記載があるんですが、1号認定子どもの認定方法等はどのように高知市は行おうとしているのでしょうか？もしくは国がやるのはどうなのか？

それからもう1点は頂いた資料3の13ページの子育て支援事業一覧の12番とか、その辺に出てくる「特定教育・保育等を受けた場合」と記載がありますが、この「特定教育・保育」とはどのようなものか説明いただきたいと思います。

(有田会長)

認定こども園のところと、特定教育・保育についての部分ですね、説明をお願いします。

(宮地委員)

認定こども園ではなく、1号認定子どものところですか。

(有田会長)

失礼しました。1号認定子どもですね。では、高知市の位置づけについて、説明をお願いします。

(保育課 山崎補佐)

ご質問頂きました1号子どもの認定の手続きについてですが、国において1号認定子どもの支給認定につきましては、簡易な手続きというものを検討しております。まだ方向は定まっておりませんが、幼稚園の施設を通じまして、その支給認定の申請をいただいた

り、支給認定証を交付する、そういった仕組みが検討されております。それから続きまして、特定がつく施設ですね。それにつきまして。

(宮地委員)

特定教育とはなんぞや?ということをお伺いしております。

(保育課 山崎補佐)

特定というのは、この新制度の仕組みの中では確認を受けた施設において給付の対象となる教育・保育サービスというのが「特定」とつくようになっております。以上です。

(宮地委員)

そしたら、給付型に入ったときにわれわれ幼稚園は飛び出している部分も持っておりますので、現状の私学助成と就園奨励費等で運営していく方法もあるし、施設型給付を受けた際のその施設については、それは、「特定」というそこで行う教育活動なり保育活動が「特定」というふうに理解すればよろしいでしょうか。

(保育課 山崎補佐)

特定といいますのは、施設型給付の対象となることを示しております。地域型保育の方も、同じく特定という表現をします。先程言われました幼稚園の就園奨励費や私学助成については、その特定給付からは外れる形になろうかと思っております。以上です。

(宮地委員)

わかりました。何だかややこしい表現をしているので、非常にわかりづらかったので。ありがとうございました。

(有田会長)

他にございませんでしょうか。

(宮地委員)

教えていただきたいんですが、1号とか2号とかいわゆる法律の号数によって認定された子ども1, 2, 3, 号がありますよね。その中で、いま説明の中にありましたように、※の部分が保育所であり幼稚園であり、いわゆる現状があるので、いわゆる2号認定の子どもも来ていると。そのあたりは、ニーズ調査をする際には重視をしていただけるかどうかをお願いしたいのですが?

(有田会長)

事務局のほうからご説明をお願いできますか?

(子育て支援課 中城補佐)

2号認定の子どもさんについては、調査票の中で定期的に預かりをされるのかどうかという様な調査項目がございますので、そちらの中で、預かりが定期的なものなのか不定期的なものなのかというところで把握をさせていただいて、定期的にそれを利用しているというのであればこちらの2号認定の子どもさんというくくりで判断をさせていただこうかと考えております。

(有田会長)

では、ニーズ調査の中にその項目もあるということで。

(宮地委員)

もう少し教えて頂いてよろしいですか。2号認定、その子どもがそういう形で幼稚園に来ることを、今後考えていく、今の段階でどうなのかというあたりを教えてもらいたい

ですけれども。

(保育課 山崎補佐)

幼稚園の場合は1号認定子どもの定員設定に原則はなっております。今2号認定のお子さんが預かり保育でいらっしゃった場合に、その制度が変わることによって受け入れがでなくなるというのは、国も避けたいという考えがあるようです。ただ、2号認定の子どもさんがおられるということが、国が考える制度といたしましては、認定こども園、幼稚園型、あるいは幼保連携型というところで2号認定の子どもさんの定員を設けていただきたい、そういう考え方になっております。

(宮地委員)

ありがとうございました。

(有田会長)

その他に、ご質問ございませんか？

(吉川委員)

この資料3の、4ページの社会全体による費用負担と書いてありますけれども、0.7兆円でそのあと1兆円の追加財源が必要と書いてありますけれども、現状にプラス追加財源があるということなんですか？

(有田会長)

説明をお願いします。

(保育課 山崎補佐)

1兆円というのが新制度におきまして、追加財源とされておりましてその内、0.7兆円が消費税の増税によるものとされておりまして。

(吉川委員)

そうすると、現状はいくら位の予算が使われて、どの位の割合で増えるものなのでしょう？教えていただきたいのですが。

(有田会長)

国のほうから何か出てますでしょうか？

(吉川委員)

3千億しか足りないというのに、これだけふえるのはすごいですね。

(宮地委員)

いやいや、3千億が現在、国のほうで予算を準備をしていると。安定的な財源を探しているということだと思います。だから、1兆円でやるんだと。0.7兆円しか用意できていない。消費税でやるんだと思うのですが。

(保育課 山崎補佐)

はい。すみません国の説明では追加財源について説明がありますが、今までの財源については文科省とか厚労省とか色々な所に分かれてることがありますので、トータルでいくらという説明があまりこちらもうかがっておりません。それぞれ統計で大きな情報になっているのだと思いますので、次回ご提示させていただこうかと思っております。

(吉川委員)

2兆円使っている内の1兆円増やすのだと1.5倍になるのですごいものだと思うのでどうなのかなと思ったのですが。じゃあまた教えてください。

(有田会長)

今回の会までもし国の方から出ているのがありましたら、ご説明お願いできますでしょうか？

(保育課 山崎補佐)

はい。事務局で調べるようにいたします。

(吉川委員)

11 ページの辺りなんですけど保育料の徴収がですね、私立保育所を利用する人は市町村へ支払っているというんですけども、なにか理由があるんですか？

(有田会長)

ご説明いただけますでしょうか？

(保育課 山崎補佐)

今の児童福祉法によりまして、保育所につきましては市に保育の実施義務がございまして民営の保育所に委託しているところでございます。そのために保育料は保育所運営費を交付する時に、保育所運営費の内訳の財源が保育料、その保育料を除いた残りを国と市が半分ずつ支払うという形になっていまして、そのため、保育料を市のほうで徴収いたしまして、運営費のほうは施設のほうに市から支払うというそういう形になっております。

(吉川委員)

保育料がどうやって払われているというのが、私立の保育所としては全然分かっていないということになるんですね。

(有田会長)

そういった流れのところは保育関係者はご存じなので分かると思いますけれども、保育関係者以外は理解出来づらいので、ご説明の方をいただければと思います。

(保育課 山崎補佐)

保育料の仕組みにつきましては、先程の運営費の仕組みにありますように保育所の最低基準を維持する費用が運営費となります。また保育料というのが国が定めた基準がございまして階層別に定められております。国が定めた保育料の額を運営費から除きまして残りの1/2 ずつを国と市とで負担するという仕組みになっております。

(吉川委員)

そしたらその徴収には関与していないということですね。

もう一つさっきの保育料のことですけれども、基準が決まるということですが、全国一律ということではなくて高知市の保育料は高知市が決めるということなんですか？公定価格についてです。

(保育課 山崎補佐)

はい。公定価格につきましては、現在国のほうで検討中ということでございます。今の保育所運営費の仕組みでいきますと、地域区分によっても違ってまいりますし、地域区分によって、定員の区分などで保育単価が分かれてくるようになります。新制度の公定価格は国のほうの検討の中でも財源の確保をしてからというようになっておりまして、公定価格の骨子というのが平成 26 年度初めにかけて示されるのではないかという話ですけれども、完全に定まるのは平成 27 年度予算を国の方の概算要求が済む段階、つまり平成 26 年度の夏以降になるのではないかと思います。

(吉川委員)

地方によって、公定価格があってそのプラスマイナスをその地方によって増減があるんですか？

(有田会長)

保育料につきますか？

(吉川委員)

はい。

(保育課 山崎補佐)

はい、つまり現在の国の保育料に対する高知市の保育料の設定の仕組み、高知市の保育料の場合は、国の8階層を14階層に細分化しまして、各階層で保育料の軽減をしております。それぞれの仕組みが公定価格の仕組みがどのような形になるのか分かりませんので、まだ検討が出来る状態ではないというところです。

(吉川委員)

するとその地域の実情とか経済状態とか、色々合わせて市町村がもう少し保育料を精査していくのですか。分かりました。

それから、もう1つ質問ですけれども、5ページの1号、2号、3号のところですが、3歳以上の子が幼稚園か保育園には必ず行くことにはなっている訳ですね。今、現状でもね。もし3歳以上の子で私はどこも行かせませんという子どもはどうなっていくんでしょう？

(有田会長)

高知市に、その様なお子さんはいらっしゃいますでしょうか？

(保育課 山崎補佐)

まず、3歳以上児が、必ずどこかの施設にいかなければいけないということについては、今現在ではそういう状態ではないです。新制度の方においては、子ども・子育て支援法の第20条というところに小学校就学前子どもの保護者が子どもの為に教育を受けて給付を受けようとする時にはその区分について認定を申請し、認定を受けなければいけないという風になっております。これから、法を詳しく解釈していかないと全員が受けなければならぬかということまではもう少し調べる必要があるという状況です。

(吉川委員)

義務教育じゃないんだから、と思われるかとは思いますが、しかし子どもの小学校1年生でのギャップは、0からとなるとものすごく大きいから、と思ひまして。

(有田会長)

高知市のほうで保幼小連携について取り組みとかもされてると思ひますけれども、高知市のお子さんが小学校へ行く前に、集団行動を経験されていないお子さんが小学校へ行く時に小学校で自分らしい学習ができる状況が出来るかで変わってくると思ひますが、その辺りの配慮もお願いしたいというところよろしいですか。

(吉川委員)

はい。もう1つ、1号、2号、3号では、障がいをもったお子さんについてはこれとはまったく違ったもので動いているのでしょうか？

(保育課 山崎補佐)

はい。1号、2号、3号の認定につきましては、年齢と、保育を必要とするか、しないか？という事での認定になっておりますので、障がいがあるお子さんについても、この区分の中に入ってくるかと思えます。その障がいについての今現在の高知市の障害児加配の制度とかそういった支援の部分につきましては、先程説明がありました支援事業計画の任意記載事項のところにありますので、それについても、今後検討していくこととなります。

(吉川委員)

その、障がいの方のアンケートというかニーズ調査はまた別にやることになるのでしょうか？

(子育て支援課 中城補佐)

今回の調査について、障がいがおありの方の調査を独立してやるということは今のところは考えておりませんが、障がい福祉課の方などで把握をしております子どもさんの情報などをいただきまして、障がいがあるお子さんが円滑にこういった施設のほうに行ける様に検討を進めてまいりたいという風に考えております。

(吉川委員)

どうもありがとうございました。

(有田会長)

この子ども・子育て支援のほうで全ての子ども達が今、保育の中で受けてる状況をきちんと保障してるところがあるのかと思えますが今、あった質問の中には障がいがあるお子さんについてもフォローをしていただけるような、そんなことも考えていただきたいという意見でよろしいでしょうか。では、申し訳ございませんが会議の時間がありますので、またきつご意見・ご質問あるかと思えますが、3号議案4号議案の中でご質問、ご意見ありましたら事務局の方にご連絡いただいて事務局の方から委員の方にお示し頂けるという形でよろしいでしょうか？

(子育て支援課 中城補佐)

はい。また、ご質問等ございましたらQ&A方式とかで、お返事をさせて頂こうかと思っております。それからまた、今日資料等お持ち帰り頂いて色々疑問な点とか出てこられたら、遠慮なくご質問頂いたらお答えさせていただきます。

(吉川委員)

答えについてはみんなにまた教えて下さるのでしょうか？

(子育て支援課 中城補佐)

はい。質問をいただいた委員さんだけではなく、みなさまにお送りする様な形を考えております。

(有田会長)

よろしく願いいたします。続きまして議事の5にあたります市町村子ども・子育て支援事業計画作成時の利用希望などの把握について、高知市子ども・子育て支援事業計画に関わるニーズ調査について事務局の方からご説明をお願いいたします。

(子育て支援課 中城補佐)

はい。それでは説明のほうさせていただきます。ここでは、子ども・子育て支援事業計画に関わるニーズ調査についてご説明させていただきます。「資料5」をご覧くださいませでしょうか。

1枚おめくりいただいて、制度上の位置付けというところですが、1つ目の○に市町村子ども・子育て支援事業計画には、網掛けをして書いてありますように「量の見込み」と「確保の内容・実施時期」を記載することになっております。

2つ目の○ですが、市町村計画の「量の見込み」につきましては、「現在の利用状況」と「今後の利用希望」という2つの要素を踏まえて設定することになりますので、「今後の利用希望」を把握するため今後、市民のみなさまに対して利用希望把握調査、いわゆるニーズ調査をやっていくことになります。

次に、2ページをお開きください。

(1)の1つ目の○にありますように、ニーズ調査につきましては、新制度の実施主体になります各市町村が、具体的な内容を決定することになっております。ニーズ調査の実施時期や実施方法等につきましては、国が示しております基本指針やスケジュール等を踏まえまして、現在検討を進めているところであります。

2つ目の○の①ですが、ここに書いていますとおり「各市町村の事業計画に「量の見込み」が適切に設定されるよう、「利用希望の把握方法のひな形を提示」とありますが、国からひな形が示しされております、これが「参考資料3」になりますが、このカラー刷りをした分ですがこれを参考に致しまして今後、市町村で、このひな形を基に調整を行いまして、具体的な調査票を作成をすることということになります。

本日は、時間の関係上、「参考資料3」の中身の説明はいたしません、資料の中を見ていただきましたら、青字と黒字で調査票の中が書かれていると思います。表紙の青字で書かれておりますところ、ここに下の○のところに書いてありますように、量の見込みの推計上必須と考えられる項目これについては青字で表記をしております。この青字で表記をしておりますところについては量の見込みの推計上必須と考えられる項目ですので、この部分を調査の対象から外してしまうということには多分ならないだろうと思われま

す。続きまして、資料の5に戻りますが2ページの(2)の①対象年齢についてですが、新制度は、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援が3本柱となっております。ほとんどの事業又は施設が就学前の子どもさんを対象としておりますので、現在国の方では、利用希望の把握は、0歳～5歳の就学前の子どもを主たる対象としてはどうかと考えているようです。本市としましても、基本的には、0歳～5歳の就学前の子どもさんを調査の主たる対象としまして、調査票を作り調査を行いたいと考えております。なお、放課後児童クラブにつきましては、利用者年齢が少しづれてまいりますことから、現在の利用児童につきまして、教育委員会の協力を得ながら、高学年の利用希望等を別途把握していきたいと考えております。高知市の児童クラブにつきましては、公設公営という風な形で運営を行っておりますので、そこら辺りの基本的なデータというのは教育委員会のほうがお持ちとうかがっております。

それでは、3ページのほうに移ります。

②の把握方法ですが、対象年齢がいる家庭でのアンケート調査を行うように考えております。そして最初に申しましたけれども、抽出で行うように考えております。それから、③具体的に把握する項目につきましては、幼児期の学校教育・保育のような「定期的に利用する事業」と、地域の子育て支援のような「その都度、不定期で利用する事業」の大きく2グループに分けて項目を整理する必要があります。その上で、次の4ページに書いて

ありますように、各区分に応じて、「現在の利用状況」と「今後の利用希望」を把握していくことになろうかと思えます。

それでは、5ページのほうをご覧ください。

こちらに、「高知市子ども・子育て支援事業計画にかかるニーズ調査について」というタイトルをつけておりますが、本市において実施をいたしますニーズ調査の現時点での計画についてまとめたものでございます。

制度上の位置付けと書いてありますが、先程説明をさせていただいた通りでございます。また、事業計画策定までの流れを、上から2番目に書かれていますけれども、先に説明をさせていただきましたので、ここでは省略をさせていただきます。

三番目の○になります。調査対象について書いてあります。0歳～5歳の就学前の子どもさんを対象として現在考えております。住民基本台帳から年齢別に、全部で5,100人を無作為抽出をする予定です。高知市では7月1日付の0歳～5歳の就学前の子どもさんが約16,900人いらっしゃいますので、約3割の子どもさんを抽出して調査の対象にすることにしています。

次に、調査のスケジュールを1番下に入れてあります。現在、調査項目や調査の進め方、調査委託業者の選定を進めているところでございます。

調査票につきましては、9月のなるべく早い時期に、高知市版の（案）を作成しまして委員の皆様にお送りをさせていただきますので、また内容等ご確認いただきまして次回の会議で中身等をご審議いただきたいと思います。

10月になりましたら、いよいよ調査票を作成しまして、下旬には調査を実施を行いたいと考えております。調査期間につきましては約2週間を予定しております。調査票は、郵送での送付・回収を行う予定としております。

11月から1月にかけては、回収した調査票のデータ入力・集計・分析を行います。

年明け1月からは、事業計画の「量の見込み」についての検討を始めまして、2月に、この会議にお諮りをした後、年度内平成26年3月末になろうかと思えますが県のほうに「量の見込み」についての報告をさせていただく予定となっております。

ニーズ調査につきまして、私からの説明は、以上でございます。

（有田会長）

このことについてご質問ございませんでしょうか？

（伊野部委員）

9月の初め頃までに案を、ということは実際は出来ているんでしょうけれども、さきほど言われた中で、放課後児童クラブについては若干年齢が高いので、ということでしたが、そういうことが出来るのであれば、障害児についても、現在、我々の所で受け入れている障がい児というのは解っているわけでございますので、資料が保育課にあるはずで。そのお子さんの保護者の方々が現在我々の保育を受けていて何が足りないか、またどういった事をして欲しいのかといったことを、任意事項の中に入っているもので、これについても障がい児ということに位置付けをされているのでそれについても出来るのであれば、放課後児童クラブのような対象が絞れるような調査が出来るのであれば、是非加えていただきたい、と思えます。

（有田会長）

障がいをもつお子さんについても調査をお願いしたいということですが、ご配慮いただけるのでしょうか。

(健康福祉部 舛田部長)

即答は出来ませんが、検討はさせていただきます。

(有田会長)

次回、あるいは各委員に、その事についての答えをいただけるということで。そのほかはございませんか？

(吉川委員)

抽出ということになりますと、まあ子どもさんが3人おられたら、3つ来る場合もあるし全然来ない場合もあるということなんです。

(子育て支援課 中城補佐)

はい。1つのご家庭に2通、3通ともし行ってしまうと非常に大変なことになりますので、1つの世帯に1枚行くように抽出条件はかけようかと考えております。

(吉川委員)

わかりました。

(井上委員)

放課後児童クラブについての調査は教育委員会ということをおっしゃってましたが、どういうふうにするということをここで聞くことは可能なのでしょうか？具体的にどういう風な調査内容になるのかとか。

(子育て支援課 中城補佐)

放課後児童クラブについてですね。まだそのところの詰めを教育委員会の方とは致しておりませんので、現時点ではご説明できないという風なことになります。

(有田会長)

何かご意見をお持ちですか。

(井上委員)

幼保小で一体でやるのであれば児童クラブでどのような扱いになっているのかということが、この会議の中で重要な内容になってくるのではないかと思います。これではなかなか見えづらいので、どういう風に考えているのかをはっきりして頂けたらありがたいのですが。そのことを課題にしておいていただいて構いませんでしょうか？

(子育て支援課 森課長)

このお示ししている調査票のひな形でございますけれども、考えております対象につきましては、抽出で一定のエリアで平均して、各年代を平均して5,100人を考えております。その中身を見て頂いたら解ると思いますが、住所を細かく記載される様になっていません。ということですね、おおまかな大街道でエリアを設定をする形になっております。ですから個人を特定せずにアンケートを回答していくという形になっております。先程からご質問いただいております児童クラブについてはご承知のように各小学校単位で高知市は設置されておりますので、その量の推計というのは小学校区単位でやらなければ意味がないということになるかと思っております。現在も教育委員会で毎年かなり詳細な推計をされておりますので、またそちらの方で一定のアンケートとか小学校区単位で判断していただくということでお願いするようになります。以上です。

(福祉事務所 松村所長)

児童クラブの調査につきましては、基本的に調査票のイメージというところの 17 ページ 18 ページにございます内容をもとに教育委員会の協力を得ながら、必須の調査項目もございますので、この内容を元に調査を行っていかうと考えております。

(井上委員)

高学年の利用希望は別途把握ということをここの利用希望の把握のところに書かれているので、2 ページですかね、そこのところを、こちらの会議でまたオープンにさせていただけるのかと思ひまして、質問させていただきました。

(福祉事務所 松村所長)

当然、調査結果等につきましては公表をして、計画に載せていかなければならないので、そういった形はしていきます。

(宮地委員)

参考資料 3 の調査票のイメージの 8 ページに、枠囲みの間 15-1 の 5. 家庭的保育で括弧の中に「育者の家庭等で…」とあるのは「保育者の家庭等で…」というふうに読めばいいんでしょうか？ 国の間違いでしょうか？

(子育て支援課 中城補佐)

間違いでございます。

(宮地委員)

それとお願いをしたいことがございます、全般を通じて。時間も時間となりました。特別支援を要する人達のことがこの場にあまり出てこないのと、実は私も 1 号認定という形で質問をしたのは、幼稚園がこの場にあまり出てきていないなど。保育所の流れはよく出ておりますが、できましたら、幼稚園とか特別支援に関わるすべての子ども達の最善の利益というのでやっている部分で、その分がすこし少ないかなという風に思ひました。それは、国の子ども・子育て会議がまだまだ進展中であると。まだまだ公定価格も決まらない部分もありますけど、国とほぼ歩みを同じ様にしていく様な事を想定してもよろしいんでしょうか？ 一つは要望としてやはり、特別支援の子だとか幼稚園の事についてももう少し俎上にあげていただきたいという要望でございます。もう一つは、今、大変決まってないことが多くて一体いくらになるのかというのが、平成 26 年のあたまにならないと出てこない様な状況で、一体施設側として、認定を受ける保護者の方もどこを選択したらいいのか？ 非常に短時間でニーズ調査をしなければならない。これもわかります。しかし質問肢が多くなればなるほど、50%の回収率を下回りはしないか。是非とも慎重に、青字は全て 25～26 項目あろうかと思ひます。それプラスそれに付随した質問肢が出されるとなると量が大きくなれば当然返ってくるのは少なくなると思ひますので、ぜひともその辺をご配慮願ひたいということでございます。以上です。

(有田会長)

はい、国の方で決まっているもの、それを具体的に高知市ではどう決まっていくのか。このところについては幼稚園の制度があり、保育所の制度があり、認定こども園の制度があり、しかもここに来て下さってる委員の方々には、それぞれのところで制度が十分に、私自身も分かっていないことがありますので、ここで判断いただくところなどは非常に難しいところがあると思ひますが、大事なところにつきましてはご説明頂きながら全員が理

解した上で審議をしていきたいと思います。私自身反省もしていますけれども、今回のこの会議では、一番基本的なところ、押さえておかなければならないところは具体的に。宮地さんが言われたように幼稚園のところは、まあ代表の方が少ないということもありますけれどこのあたりも、次回意識をしてくださったようなご提案を次回期待をしておりますのでどうかよろしく願いいたします。

(伊野部委員)

ちょっと質問を。確認だけしたいんですが。先程、森課長が言われてたこの区域というのを小学校単位と言われましたが、小学校単位でやられるということですね？区域の設定を小学校単位でやられるとおっしゃられましたけど。

(子育て支援課 森課長)

いや、私が申し上げたのは、児童クラブのニーズ調査はやはり小学校単位でやる必要があるのではないかとということです。

(伊野部委員)

そしたら、この項目ごとによって分かれてくるという訳ですか？小学校単位であるとか中学校単位であるとか。

(子育て支援課 森課長)

現在ここでお示ししてあります、ひな形の分につきましては5,100人の分につきましては、大街単位ぐらい、もしくはもう少し大きなエリアで地区を設定する予定であります。放課後児童クラブのニーズ調査については、別途にやる必要があるのではないかと、教育委員会の協力を経てということになりますけど。

(伊野部委員)

では、放課後児童クラブ以外は大街単位で、と決められたのですか？

(子育て支援課 森課長)

それについては、まだ決めていません。

(福祉事務所 松村所長)

新制度の区域設定につきましては、この会議の中で決めていくという事になります。案につきましては事務局の方で考えて、メリット・デメリットを挙げながら案を出させていただければと考えております。最終的にはこの会議の中でお示ししていくという事でございます。

(有田会長)

よろしいですか。

(伊野部委員)

はい。

(吉川委員)

よろしいですか。さっき宮地委員が言われました回収率の問題です。統計上で3割あって50%の回収率で、15%が返ってくる。では15%で推計したものが統計上正しいものか、正しいならそれで良いのですけれども。あまりそれが不確定なものになると、もう少し増やしておかなければならないのではないかとことです。

(有田会長)

ニーズ調査については、次回にもう一度議題が上がってきますでしょうか。

(子育て支援課 中城補佐)

はい、先程申しましたように、次回までに各委員様の方に高知市版の案をお送りさせていただいて、それをご確認いただいて会議のほうでご審議いただく、ということをお考えしております。

(有田会長)

吉川委員が言われていたように、対象家庭数などにつきましても検討されるのか、あるいはもう、(その)数でいくのか。

(子育て支援課 中城補佐)

そうですね、数につきましては、傾向が取れる数であると考えておりますけれども。数を増やすと、予算規模も大きくなってしまいますので、その点も考えながらになるかと思っております。

(有田会長)

予算との兼ね合いということもありますけれども。本当に必要なところが把握できるのか、というところ。せっかく調査をする時に、意味のない調査になってしまってもいけませんので。そここのところを、予算との兼ね合いとは言われましたけど、もう一回考えていただきまして、次回ご意見いただけるとありがたいです。

(宮地委員)

すみません。先程の分で、地方で決めること、国の流れでやっていること、国の方から決まってくる分については、高知市は国と同じ歩調でやっていくのかどうか、ということをお教えいただけますか。

(有田会長)

最後の確認です、お願いします。

(福祉事務所 松村所長)

基本的に国には同じ方向性で行きますし、前、保育課長だったもので。保育で言いますと、国を上回った市の単独でやっている分がございまして。それを、新制度になって、下回ったことをすると意味がないものでございまして、キープしつつ、国が定めている方向性は守りながらというのが考えでございまして、今回の新制度につきましては、幼稚園につきましても、施設給付の中に入ってくる部分もありますし、法人さんの考えによって残るといった考えもあろうかと思っております。そこは子どもさんをお預かりしていただいている、教育をしていただいている施設として、一緒に考えていきたいと考えております。

(有田会長)

よろしいですか。では、申し訳ございません。少し時間を過ぎてしまいましたけれども、本日は各委員さんからたくさんのご意見、ご感想、要望等々いただけてまいりました。事務局の方では、この議論で出されました内容につきまして、もう一度踏まえていただきながら、ぜひ、高知市の子育て支援の施策に生かしていただけますように、よろしく願いをいたします。委員の皆様方、今日は本当に色々な意見、ありがとうございました。また、よろしく願いいたします。

(子育て支援課 森課長)

ありがとうございました。では、閉会に当たって、健康福祉部の舩田よりご挨拶を申し上げます。

(舛田健康福祉部 舛田部長)

今日は本当に資料もたくさんで、疲れたのではないかと思いますけれども、言葉一つ一つの意味も難しい部分がありますし、先程の消費税の話ではありませんけれども、不透明なところもありますし、段々に出てくるというところもある中で、この仕組みを作っていないかなくてはならないということで、我々も走りながらというのが本当のところですよ。ですけども、先程も委員の皆様方から色々なご意見をいただきましたので、本当に丁寧に、丁寧に、かつ、委員の皆様、分からないことはいつでも聞いていただいて、それにしっかり答えていくように事務局も頑張りたいと思っております。タイトなスケジュールで、これから本当に具体的な、ニーズ調査から始まって、公定価格などが定まってくると思いますけれども、非常にご苦勞をおかけいたしますけれども、これからの子ども達の健全な育成のために、ご尽力を賜りますようお願いをいたしまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。これからもどうぞよろしくお願いいたします。

(子育て支援課 森課長)

それでは、以上をもちまして、平成 25 年度 第 1 回高知市子ども・子育て支援会議を終わります。有田会長をはじめ、委員の皆様、本日はありがとうございました。なお、次回の会議は9月 26 日(木)、場所はあんしんセンターを予定しております。後日、改めてご案内をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、おつかれさまでした。お気をつけてお帰りください。